

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 会員規程

平成20年4月1日 制定
平成28年11月29日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第6章に定める会員について規定するものとする。

(会 員)

第2条 会員は社会福祉に関心を有し、本会の趣旨に賛同して入会したものとし、次のように区分する。

- (1) 一般会員
- (2) 賛助会員

2 一般会員は、村上市所在の個人等で入会した者とする。

3 賛助会員は、会社、事業所等及び特別会費納入の個人で入会した者とする。

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

- (1) 一般会員 1口 500円
- (2) 賛助会員 1口 1,000円

(会費の納入)

第4条 会費は一時納入とし、その年度会費を年度内に納入しなければならない。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(会費の減免)

第5条 協議会長は、会員に特別な理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退会・除名)

第6条 会員は次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡、転出、又は解散したとき。
- (2) 退会の申し出があったとき。
- (3) 除名されたとき。

2 会員が協議会の名誉を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、評議

員会の決議を経て除名することができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月29日から施行する。